

**ベンチャーファンド市場の健全な発展に向けた上場審査基準等の整備に係る
有価証券上場規程等の一部改正について**

2022年12月23日
株式会社東京証券取引所

I 改正趣旨

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、本年12月26日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、ベンチャーファンド市場の利用活性化が期待される中で、同市場の健全な発展に資する観点から、上場審査における資産運用の健全性確保及び投資者に提供すべき情報の拡充等について、所要の制度整備を行うものです。

II 改正概要

1. 上場審査における資産運用の健全性確保

- ・ 新規上場申請に係るベンチャーファンド発行投資法人及びベンチャーファンド資産運用会社（以下「新規ベンチャーファンド上場申請者」といいます。）が、資産の運用等を健全に行うことができる状況にあるか、以下の①から④に掲げる観点から検討することにより上場審査を行うこととします。

- ① 新規ベンチャーファンド上場申請者が資産の運用等にあって、新規上場申請銘柄の投資主の利益を害することがないように、適切な体制を整備していること
- ② 新規ベンチャーファンド上場申請者が、スポンサーの企業グループとの間で、取引行為その他の資産の運用等を通じて不当に利益を供与又は享受していないと認められること
- ③ 新規ベンチャーファンド上場申請者が資産の運用等を有効に行うため、その内部管理体制が、相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること
- ④ 新規ベンチャーファンド上場申請者が資産の運用等にあって、法令等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用されている状況にあると認められること

2. 投資者に提供すべき情報の拡充

- ・ 新規ベンチャーファンド上場申請者は、上場申請時において、当取引所所定の「ベンチャーファンドに係る運用体制、商品特性、未公

（備 考）

- ・ 有価証券上場規程（以下「規程」という。）第1306条第1項第3号、上場審査等に関するガイドラインXV4.

- ・ 規程第1304条第2項、同第1312

<p>開株等の評価方法等に関する報告書」(以下「運用体制等に関する報告書」といいます。)を提出するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人及びベンチャーファンド資産運用会社(以下「上場ベンチャーファンド発行者等」といいます。)は、運用体制等に関する報告書の記載内容に変更が生じた場合には、遅滞なく変更後の報告書を提出するものとします。 運用体制等に関する報告書の変更の内容が、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が認める事項に関するものであるときには、組織再編等に起因して運用体制等に関する報告書の内容に変更が生じた場合を除き、当該変更が生じた日の属する営業期間の末日の翌日から起算して3か月以内に、変更後の報告書の提出を行うことができるものとします。 	<p>条第8項、同条第9項、有価証券上場規程施行規則(以下「施行規則」という。)第1326条第5項、同条第6項</p>
<p>3. ベンチャーファンド資産運用会社に関する上場廃止基準の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ベンチャーファンド資産運用会社が、組織再編等の結果、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の資産の運用に係る業務の運営体制の実質的な存続性を喪失する場合について、一定期間内に新規上場審査基準に準じた基準に適合しないときには、当該上場ベンチャーファンドの上場を廃止します。 ただし、組織再編等によって、上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社が行っていた業務が他の上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド資産運用会社に引き継がれる場合には、上場廃止及び新規上場審査基準に準じた基準への適合性審査の対象としないこととします。 	<p>・規程第1318条第1項第2号d及びe、施行規則第1329条第4項</p>
<p>4. 新規上場審査基準に準じた基準への適合性審査に係る手続き等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規上場審査基準に準じた基準への適合性審査は、上場ベンチャーファンド発行者等からの申請に基づき実施することとします。 新規上場審査基準に準じた基準への適合性審査に係る料金は、100万円とします。 	<p>・施行規則第1329条第5項、同第1333条第1項第2号の2</p>
<p>5. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> その他、利益を超えた金銭の分配をできるように見直すなど、所要の改正を行います。 	

Ⅲ 施行日

- ・ 本年12月26日から施行します。

以上